

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第10条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 3万2,400円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 4万500円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 4万8,600円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 5万6,700円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者 6万4,800円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 7万2,900円</u> ア〔略〕 イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下この条において同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）<u>次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。</u>）</p> <p>(7) <u>次のいずれかに該当する者 8万1,000円</u> ア〔略〕 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第10条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 3万2,850円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 3万2,850円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 4万9,275円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 6万5,700円</u> 〔新設〕</p> <p>(5) <u>次のいずれかに該当する者 7万3,912円</u> ア〔略〕 イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下この条において同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）<u>次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。</u>）</p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 8万2,125円</u> ア〔略〕 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ</p>

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）
次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 9万7,200円

ア〔略〕

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）
次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 10万6,920円

ア〔略〕

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）
次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 11万9,880円

ア〔略〕

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）
次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 14万9,040円

ア・イ〔略〕

(12) 次のいずれかに該当する者 16万5,240円

ア・イ〔略〕

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 1

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）
次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 9万8,550円

ア〔略〕

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）
次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 10万8,405円

ア〔略〕

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）
次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 12万1,545円

ア〔略〕

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）
次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 15万1,110円

ア・イ〔略〕

(11) 次のいずれかに該当する者 16万7,535円

ア・イ〔略〕

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 1

8万1,440円

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い)

第14条〔略〕

2〔略〕

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口若しくは第5号口又は第10条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで及び第10条第6号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

4〔略〕

(保険料の減免)

第21条〔略〕

2〔略〕

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する提出期限までに減免の申請をすることができないやむを得ない事情があると区長が認めるときは、当該期限が経過した後においても減免の申請をすることができる。

4 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

付 則

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第10条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図る

8万3,960円

〔同左〕

第14条〔略〕

2〔略〕

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口若しくは八、第2号口、第3号口、第4号口、第10条第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第4号まで及び第10条第5号から第11号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

4〔略〕

〔同左〕

第21条〔略〕

2〔略〕

〔新設〕

3〔同左〕

付 則

〔新設〕

ため、平成27年4月1日から平成28年
3月31日までの間に行わず、同日の翌日
から行うものとする。

付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度までの保険料率については、なお従前の例による。